

令和 8 年度(2026 年度) 豊中市商品高付加価値化応援金募集要領

1. 豊中市商品高付加価値化応援金の目的

本応援金は、市内中小企業者が生産性・付加価値の向上につなげるための取組みを行う際に、市が応援金を交付することにより、市内中小企業者の経営状況の下支えや成長促進を支援することを目的とするものです。

2. 制度概要

豊中商工会議所（以下「会議所」）が指定した専門家から、高付加価値化計画に関する指導等を受けた市内の中小企業者を対象に、商品の高付加価値化に資する経費を一部補助します。

本事業は、豊中市商品高付加価値化応援金交付要綱及び豊中市補助金等交付規則に基づき実施されます。補助金の不正受給が行われた場合には、補助金交付決定の取消・返還命令及び加算金が課される場合があります。

対象者	会議所からの支援を受けながら、商品高付加価値化に取り組む市内の中小企業者
補助上限額	動画制作は 10 万円、その他対象事業にかかる経費は 20 万円
補助率	動画制作は 2 分の 1、その他対象事業にかかる経費は 3 分の 2
申込期間	令和 8 年 4 月 1 日（水）～ 令和 9 年 1 月 29 日（金） ※事前に会議所が指定した専門家から高付加価値化計画に関する指導等を受ける必要があります（要予約）。 原則令和 8 年 4 月 1 日（水）～12 月 28 日（月）までにご相談ください。
事業実施期間	交付決定日～令和 9 年 3 月 31 日（水） ※事業実施期間は、事業の効果検証期間を含みます。 概ね 1 カ月以上は効果検証を行ってください。
その他	・申込みは、1 事業者 1 回のみとします。 ・対象者は、会議所会員企業に限定しません。

※ 1 市内の中小企業者とは、次のいずれかにあてはまる者とします。

- ① 中小企業基本法（昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号）に定める中小企業者
- ② ビジネス的事業運営に取り組む NPO 等（※法人税法上の収益事業を営んでいる者）

※ 2 申込者は、豊中市税を完納している必要があります。

ただし、非課税または免除の場合は納税しているものとみなします。

※ 3 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者、暴力団・暴力団員・暴力団密接関係者、風俗営業を営む者及びその他社会通念上、公的応援金を受けることがふさわしくない者は除きます。

3. 応援金の額

動画制作の場合

次のうちいずれか少ない額を上限とします。(1,000円未満切り捨て)
①補助対象経費の合計額の2分の1
②10万円

その他対象事業経費の場合

次のうちいずれか少ない額を上限とします。(1,000円未満切り捨て)
①補助対象経費の合計額の3分の2
②20万円

- ※1 交付決定は、予算の範囲内で行います。
交付決定額は、申込内容を審査のうえ、減額することがあります。
- ※2 実際に交付される応援金の額は、事業実施後の決算額から再度算出し、交付決定額を上限として確定します（精算払いとなります）。
- ※3 複数の取り組みを行った場合、応援金は合算で20万円までの補助とします。

4. 対象経費

(1) 対象となる経費の基本的な考え方

以下の条件をすべて満たしていることが必要となります。

- ① 会議所が指定した専門家からの支援を受けながら商品高付加価値化に取り組む事業であり、経費の使用目的が、対象事業に限定されることが明確であること
 - ② 令和9年1月29日までに応援金申込を完了したのち、交付決定日以降に発生（発注）し、令和9年3月31日までに（事業実施期間中に）完了する対象事業に係る経費であること
 - ③ 事業実施期間中（令和9年3月31日まで）に経費の支出（「発注」、「納品」、「請求」、「支払い」）がすべて完了し、支払いを確認できる必要な資料がすべてそろっていること
クレジットカードなど現金・振込以外で支払ったものについては事業実施期間中に口座からの引き落としまで完了しているものが対象となります。
- ※1 対象となる経費は、事業実施期間中に取り組んだものに限られます。
 - ※2 事業実施期間は、事業の効果検証期間（概ね1か月以上）を含みます。
 - ※3 高付加価値化に取り組む対象商品は、新規、既存を問いません。

(2) 対象経費となる費目について

対象費目	内容
謝金	<p>商品高付加価値化の実現に向けて、会議所が指定した専門家からの技術指導等を必要とする場合に支払われる謝金やブランド戦略に関するコンサルタント費用です。ただし、交通費や食料費は除きます。</p> <p>例) ネーミング・キャッチコピー制作指導費や商標登録のサポート費など</p>
外注費	<p>商品高付加価値化の実現に向けて、事業遂行に必要な業務の一部を第三者に外注する場合の経費（<u>外注する業務を通常業務として請負っている事業者への発注に限る。</u>）です。なお、下記内容が対象となります。</p> <p>①商品のブランド力や魅力を高める動画制作費用（以下の要件を全て満たすもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> 制作した動画は自社ホームページに掲載すること。 <p>※Instagram、YouTube、Facebook、X(旧 Twitter)、TikTok、Line 等各種 SNS への掲載のみは不可。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市ホームページにて補助金活用事例として動画掲載サイトのリンク等を公開することに同意すること。 一つの動画で内容が完結していること。（複数の動画を制作する場合でも、それぞれの動画が独立して内容が完結している必要があります。） <p>②パッケージ、ロゴマーク、イメージキャラクターのデザイン料</p> <p>③パッケージ試作にかかる印刷費用</p> <p>※デザイン料を伴わないパッケージ印刷費用は除く。</p> <p>④ブランディングに係るマーケティングリサーチの費用</p>

<注意事項>

※消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が認められている事業者は、当該応援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税法の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）は助成対象経費から除くものとします。

※昨年度高付加価値化応援金を利用している場合は、同様の実施内容の申込は不可とします。

昨年度動画制作を実施。今年度も動画制作を実施する。 → 申込不可

昨年度動画制作を実施。今年度はパッケージを新しく制作する。 → 申込可能

※デザイン会社によるデザインの外注や動画制作事業者による動画制作の外注など、申込事業者が通常事業として実施している業務の外注については対象外となります。

※対象費目に記載されているもの以外の内容は対象外となります。

【対象外の例】 ・商品の量産に係る費用 ・販売促進に係るチラシ作成費用
 ・商品・グッズそのもののデザイン費用

5. 申込方法

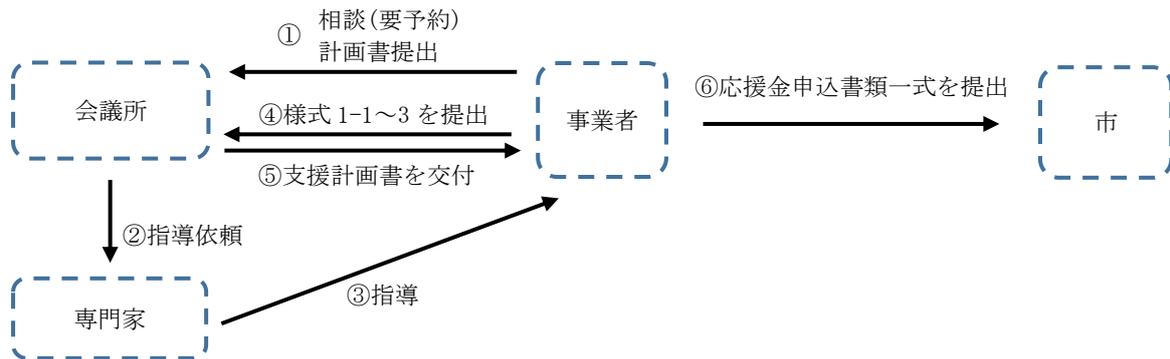
(1) 提出書類

提出書類
① 豊中市商品高付加価値化応援金交付申込書（様式第 1-1 号）
② 豊中市商品高付加価値化応援金【商品高付加価値化計画書】（様式第 1-2 号）
③ 豊中市商品高付加価値化応援金予算書（様式第 1-3 号）
④ 豊中市商品高付加価値化応援金に係る事業支援計画書（様式第 1-4 号） ※会議所作成分
⑤ 消費税等仕入税額控除確認書（様式 1-5 号）
⑥ 豊中市内に事業所を設置し、事業を開始していることが確認できる書類（写） 例）履歴事項全部証明書（※発行から 3 か月以内のもの） 直近の確定申告書や所得税青色申告決算書、開業届 等
⑦ 補助対象経費の明細がわかる見積書等の写し ※動画制作事業者ではない事業者からの動画制作の見積りや、実施内容に対して過大な金額の見積りである場合など、見積書の内容に疑義がある場合は、内容の確認や相見積りの取得を依頼することがありますので予めご了承ください。 補助事業実施時は申込時に添付した見積書を発行した事業者へ発注していただきます。
⑧ 「豊中市税に未納のない証明書」 市役所第一庁舎 2 階 税総合窓口（211 番窓口）、新千里出張所 5 番窓口、庄内出張所 2 番窓口のいずれかに来庁して取得してください。（市民税課への郵送請求も可能です。） <u>「市・府民税納税証明書」、「法人市民税納税証明書」ではございませんので、ご注意ください。</u> 「豊中市税に未納のない証明書」の請求方法等につきましては、以下のリンク先を参照してください。 https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/moushikomi/soshiki/moushikomi6/nouzeisyoumeisyo.html

(2) 申込期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から 先着順で 30 事業者を目安として、予算の上限に達するまで受付します。ただし、上限に達していない場合であっても、令和 9 年 1 月 29 日（金）に申込期間を終了します。

(3) 申込みの流れ



- ① 事業者は、「商品高付加価値化計画書（様式第 1-2 号）」を作成のうえ、会議所へ提出し、事業計画についての相談をしてください。相談には予約が必要です。
- ② 相談を受けた会議所は、相談内容に対応する専門家へ指導依頼します。
- ③ 事業者は専門家から「商品高付加価値化計画書」に関する指導等を受けてください。
- ④ 事業者は専門家の指導を受け修正した「商品高付加価値化計画書（様式第 1-2 号）」および、「商品高付加価値化応援金交付申込書（様式第 1-1 号）」「商品高付加価値化応援金予算書（様式第 1-3 号）」を会議所に提出してください。
- ⑤ 会議所は、指導等を受けた事業者へ「支援計画書（様式第 1-4 号）」を作成し、交付します。
- ⑥ 事業者は、上記計画内容を着手する前に、会議所から受け取った支援計画書を含む応援金申込書類一式を市へ提出してください。

<注意事項>

- ※ 1 会議所は支援計画書作成において、7 営業日程度要しますので、予めご了承ください。
- ※ 2 書類審査は市が行うため、会議所から支援計画書を受け取ったことをもって交付決定をお約束するものではありません。なお、事業は交付決定を行ってから実施してください。
- ※ 3 事業実施期間は、事業の効果検証期間（概ね 1 カ月以上）を含みますので、期間に余裕を持ってお申込みください。

豊中商工会議所

〒561-0884 豊中市岡町北 1-1-2

TEL : 06-6845-8004

E-mail : toyo-cci@ooaana.or.jp

開設時間 : 平日 9 時から 17 時 30 分まで（土日祝・年末年始を除く）

(4) 申込方法

上記(1)の提出書類を、産業振興課(8. 事業計画の相談を参照)まで、持参・郵送・電子メールのいずれかの方法でご提出ください。

※提出された書類の返却には原則応じませんので、事前にコピー等ご対応ください。

※郵送の場合は、郵便物の追跡が可能なレターパックライト等でご郵送ください。

6. 審査等の流れ

(1) 審査

申込み資格及び申込み内容に関する書類審査を実施します。

(2) 交付決定

商工会議所からの意見を参考にしうえて、市で計画内容等を審査し、決定します。

(3) 審査結果・公表

審査結果について、書面にて通知します。

審査内容に関するお問合せについては応じられません。あらかじめご了承ください。

交付決定した事業については、原則として事業者名、事業名、成果物等について市HP等で公表させていただきます。

(4) 事業の実施・報告

対象事業の決定後、令和8年3月31日までに(事業実施期間中に)事業を完了させ、完了後は、速やかに市へ実績報告書等を提出してください。

※1 対象となる経費は、交付決定日以降に発生し、令和8年3月31日までに(事業実施期間中に)完了する対象事業に係る経費に限られます。

※2 事業実施期間は、事業の効果検証期間(概ね1カ月以上)を含みます。

(5) 精算・支払い

応援金は精算払いとなります。対象事業の完了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した実績報告書を提出していただきます。実績報告書等を確認させていただき、経費を精査した後、応援金を交付します。

7. 補助事業者の義務

- ①補助事業期間中、会議所が派遣する専門家からの支援を受けながら、課題解決に向けて取り組んでいただきます。
- ②補助事業期間中における事業の遂行状況について、適宜、報告を求めることがあります。
- ③補助事業完了後、応援金交付のため、支払いの証拠書類等を添付して実績報告書を提出していただきます。なお、実績報告書の内容は会議所にも共有します。
- ④事業実施後の効果検証や今後の市施策展開における企画・立案の参考とするためのアンケートへの回答等にご協力をお願いします。
- ⑤補助事業により高付加価値化を実施した商品については、豊中市ふるさと納税返礼品の登録に積極的に取り組んでいただくようお願いします。

8. 制度全般の問合せ

〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1

豊中市 産業振興課 (第一庁舎 5階)

TEL : 06-6858-2187

FAX : 06-4865-2058

E-mail : sangyoushinkou@city.toyonaka.osaka.jp

開設時間 : 平日 9時から 17時まで (土日祝・年末年始を除く)